

Copyright

図書館通 File.4 図書館と著作権

コンビニなどのコピー機の普及により、複写は自由にできるものと思われがちですが、本や音楽、絵などの著作物は著作権法(以下、法)によって守られており、図書館での複写は法第31条「図書館等における複製」に基づいて行われています。

Q.著作権とは何か？

A.文化的な創作物を他人に勝手に利用されないようにする権利です。

著作物の例としては、小説・脚本・論文・講演・音楽・舞踏・無言劇・美術・建築・地図・図形・映画・写真・プログラムなどが挙げられます。独自性があれば、幼児の絵も著作物となり得ます。そして、著作物とその创作者の権利を守るための法律が著作権法です。

Q.なぜ図書館での複写には制限があるのか？

A.著作物を保護するためです。

本来、著作物の複写は著作権者の許諾なしに行うことはできませんが、図書館での複写に関しては法第31条第1項の範囲内ならば著作権者の許諾なしで行うことができます。

その範囲は・・・

- ①調査研究のために(観賞用や娯楽、営利目的の場合はご遠慮ください)
- ②公表された著作物の一部分(一著作物の半分まで、とされます)
- ③一人1部(同じ箇所は何枚も複写できません)

となります。なぜこの範囲内なのかというと、著作物が大量にある図書館が制限なしで複写サービスを行ってしまうと「買うより図書館で複写した方がいいや」となってしまう、本が売れなくなってしまうということも考えられます。著作者にとって不利益にならないよう、そして学術文化の衰退を招かないよう、著作物は法による制限で守られているのです。

Q.複写申込書への記入と、枚数確認の理由は？

A.著作権法の定める範囲内で複写が行われているか確認するためです。

図書館は利用者の皆さんに資料を提供するための施設ですが、同時に資料が適切に利用されるよう見守る役割もあります。複写の際に申込書への記入や確認を必要とするのはそのためです。ご理解とご協力をお願い致します。

著作権法

(図書館等における複製)

第三十一条

図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合

◆参考文献◆

- 『図書館サービスと著作権 改訂第3版』日本図書館協会著作権委員会/編
日本図書館協会 2007年(015/ト)
- 『Q&Aで学ぶ図書館の著作権基礎知識』黒澤節男/著 太田出版 2005年(015/加)
- 『図書館と著作権』名和小太郎・山本順一/編 日本図書館協会 2005年(015/ト)
- 『著作権とは何か』福井健策/著 集英社 2005年(021.2/ク)